

奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則を廃止する規則

奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則（昭和49年奈良市規則第51号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に貸し付けている、又は貸付申請がある住宅新築資金等については、この規則による廃止前の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なお効力を有する。